

5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約特定疾病保険金の代理請求
- 第6条 特約の保険料払込の免除
- 第7条 特約の締結
- 第8条 特約の責任開始期
- 第9条 特約の保険料払込期間
- 第10条 特約の保険料の払込
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の失効
- 第13条 特約の復活
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返還金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第22条 特約保険金額の減額
- 第23条 指定代理請求人の変更
- 第24条 特約の契約者配当金

- 第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第26条 主契約について保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第27条 主契約を払済保険に変更する場合の取扱
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 契約内容の登録
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 リビング・ニーズ特約または5年ごと配当付特定状態収入保障特約とあわせて主契約に付加する場合の特則
- 第32条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
- 第33条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第34条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
- 第35条 5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則
- 第36条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求
- 第37条 転換後契約に付加した場合の特則
- 第38条 特別条件を付けた場合の特則
- 第39条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則

5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約条項

(平成22年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
特約特定疾病保険金	被保険者が特定の疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の状態に該当したときに支払います。
特約高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約において支払う特約保険金はずぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、生まれて初めて悪性新生物（表1）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		特約特定疾病保険金受取人	———
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		特約高度障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、当社は、特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物（表1）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003 年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D 00 - D 09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C 44）を除く。	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00 - C 14
		・ 口唇の悪性新生物	C 00
		・ 舌根<基底>部の悪性新生物	C 01
		・ 舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
		・ 歯肉の悪性新生物	C 03
		・ □（腔）底の悪性新生物	C 04
		・ □蓋の悪性新生物	C 05
		・ その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・ 耳下腺の悪性新生物	C 07
		・ その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・ 扁桃の悪性新生物	C 09
		・ 中咽頭の悪性新生物	C 10
		・ 鼻<上>咽頭の悪性新生物	C 11
		・ 梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・ 下咽頭の悪性新生物	C 13
		・ その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 14
		消化器の悪性新生物	C 15 - C 26
		・ 食道の悪性新生物	C 15
		・ 胃の悪性新生物	C 16
		・ 小腸の悪性新生物	C 17
		・ 結腸の悪性新生物	C 18
		・ 直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物	C 19
		・ 直腸の悪性新生物	C 20
		・ 肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
		・ 肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・ 胆のう<囊>の悪性新生物	C 23
		・ その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
		・ 膵の悪性新生物	C 25
		・ その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30 - C 39
		・ 鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
		・ 副鼻腔の悪性新生物	C 31
		・ 喉頭の悪性新生物	C 32
		・ 気管の悪性新生物	C 33
		・ 気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・ 胸腺の悪性新生物	C 37
		・ 心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・ その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40 - C 41
		・ (四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・ その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45 - C 49
		・ 中皮腫	C 45
		・ カポジ肉腫	C 46
		・ 末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・ 後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・ その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C 50

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		女性生殖器官の悪性新生物	C 51－C 58
		・ 外陰（部）の悪性新生物	C 51
		・ 膣の悪性新生物	C 52
		・ 子宮頸部の悪性新生物	C 53
		・ 子宮体部の悪性新生物	C 54
		・ 子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・ 卵巣の悪性新生物	C 56
		・ その他および部位不明の女性生殖器官の悪性新生物	C 57
		・ 胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器官の悪性新生物	C 60－C 63
		・ 陰茎の悪性新生物	C 60
		・ 前立腺の悪性新生物	C 61
		・ 精巣（睾丸）の悪性新生物	C 62
		・ その他および部位不明の男性生殖器官の悪性新生物	C 63
		腎尿路の悪性新生物	C 64－C 68
		・ 腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・ 腎盂の悪性新生物	C 65
		・ 尿管の悪性新生物	C 66
		・ 膀胱の悪性新生物	C 67
		・ その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
		・ 眼および付属器の悪性新生物	C 69
		・ 髄膜の悪性新生物	C 70
		・ 脳の悪性新生物	C 71
		・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
		・ 甲状腺の悪性新生物	C 73
		・ 副腎の悪性新生物	C 74
		・ その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
		・ その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・ リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
		・ 呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
		・ その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・ 部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
		・ ホジキン病	C 81
		・ ろくろ（濾）胞性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫	C 82
		・ びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
		・ 末梢性および皮膚 T 細胞リンパ腫	C 84
		・ 非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型	C 85
		・ 悪性免疫増殖性疾患	C 88
		・ 多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・ リンパ性白血病	C 91
		・ 骨髄性白血病	C 92
		・ 単球性白血病	C 93
		・ 細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・ 細胞型不明の白血病	C 95
		・ リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C 96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表 2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

第2条（特約保険金の支払に関する補則）

- 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
- 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなします。
- 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金のいずれも支払いません。
- 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金（第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。
9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条（特約保険金の支払）の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第16条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態に該当したものとみなして、第1条の特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
10. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金（第10条第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

第3条（特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 本条または第5条（特約特定疾病保険金の代理請求）の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約特定疾病保険金の代理請求）

1. 特約特定疾病保険金受取人が特約特定疾病保険金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特約特定疾病保険金受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特約特定疾病保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特約特定疾病保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物（表1）との病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号または第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により特約特定疾病保険金受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができる者は保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第23条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。ただし、故意に特約特定疾病保険金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約特定疾病保険金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により当会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約特定疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第6条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、第1項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第8条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了日までとします。

第10条（特約の保険料の払込）

1. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
5. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
6. 第5項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きします。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものと

して取り扱います。

3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第17条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者、特約特定疾病保険金受取人または特約高度障害保険金受取人がこの特約の特約特定疾病保険金もしくは特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第10条（特約の保険料

の払込) 第4項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。

3. この特約が第20条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第8項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第1項および第2項の場合は除きます。

第20条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 第27条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)第2項の規定に該当したとき

第21条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第22条(特約保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第23条(指定代理請求人の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条(特約特定疾病保険金の代理請求)第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
2. 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第24条(特約の契約者配当金)

1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
2. 第1項のほか、特約特定疾病保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
3. 主契約の締結後に付加された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第25条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合(主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。)でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間もこれに合わせて変更します。
3. 第2項の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第26条(主契約について保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱)

1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払のときを除きます。)の保険料との合計額について行うものとしします。

第27条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

1. 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、この特約の解約返還金(主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社の定める取扱にもつづき、それらの元利金を差し引きします。)をもとに特約保険金額を定め、この特約の払済保険に変更されるものとしします。
 - (2) 払済保険に変更した後のこの特約の特約保険金の支払については、この特約条項に定めるところによります。

2. 払済保険の特約保険金額が当会社の定める金額に満たない場合には、この特約は消滅したものとみなし、この特約の解約返還金は主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第28条（管轄裁判所）

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条（契約内容の登録）

- 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - 特約死亡保険金の金額
 - 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - 当会社名
- 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年（この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第30条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条（リビング・ニーズ特約または5年ごと配当付特定状態収入保障特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約または5年ごと配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）とあわせて主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約とリビング・ニーズ特約等の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- この特約とリビング・ニーズ特約等のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。
- 5年ごと配当付特定状態収入保障特約の第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金の支払事由が生じた日以後においては、5年ごと配当付特定状態収入保障特約について、第1号および第2号の規定を適用せず、この特約およびリビング・ニーズ特約についてのみ、第1号および第2号の規定を適用します。

第32条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

- 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約の保険期間は5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締

結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、当会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約の解約返還金を加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。

- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第33条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則）

5年ごと配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、この特約の保険料の払込方法（回数）が月払、半年一括払または年一括払の場合、将来のこの特約の保険料の払込にかえて、当会社所定の金額を主契約について払い込むべき金額とともに一時に払い込み、この特約の保険料の払込を完了することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込完了特則の規定を準用します。
- (2) 第1号に定める当会社所定の金額が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- (3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約は、そのまま有効に継続します。

第34条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) この特約条項に規定する指定代理請求人は、主約款に規定する指定代理請求人と同一人としします。
- (5) 第24条（特約の契約者配当金）第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
- (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
- (4) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の保険料払込期間が終身の場合で、かつ、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (7) 保険契約者は、この特約の保険料の払込方法（回数）が月払、半年一括払または年一括払の場合、将来のこの特約の保険料の払込にかえて、当会社所定の金額を主契約について払い込むべき金額とともに一時に払い込み、この特約の保険料の払込を完了することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込完了特則の規定を準用します。
- (4) 前(7)に定める当会社所定の金額が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- (7) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約は、そのまま有効に継続します。
- (8) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、この特約の保険期間は5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとしします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、当会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約の解約返還金を加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (9) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第8号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第8号の規定を適用します。

第35条（5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第24条（特約の契約者配当金）の規定によるほか、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- (5) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第26条（主契約について保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱）第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付または契約者貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

第36条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができます。ただし、特約高度障害保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (ア) 特約高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者としめます。ただし、故意に特約高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約高度障害保険金受取人を第1号(ア)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (ア) 指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (イ) 前(ア)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡給付金受取人（主契約の死亡給付金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡給付金受取人となった者を除きます。）
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、変更後の主契約の死亡給付金受取人による特約高度障害保険金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合、第2号(イ)に該当する主契約の死亡給付金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合には、特約高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。
- (6) 本条の規定により当会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (7) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合で、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約高度障害保険金を支払いません。
- (8) すえ置かれた特約高度障害保険金については本条の規定は適用しません。

第37条（転換後契約に付加した場合の特則）

転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

- (1) この特約のうち、被転換契約の特定疾病保険金（特約の特定疾病保険金を含みます。）と同額までの特約保険金額の部分については、第1条（特約保険金の支払）第2項の規定を適用しません。
- (2) 第1号の規定により特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条（特約保険金の支払に関する補則）の規定を適用するものとしめます。

第38条（特別条件を付けた場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険

の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか 1 つまたは 2 つの方法によって取り扱います。

(1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態（表 2）に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1 条（特約保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表 2）による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1 条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態 該当日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

(ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(イ) 第 6 条（特約の保険料払込の免除）第 1 項の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

(ウ) 特別保険料に対する解約返還金はありません。

2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) 主契約の保険料払込期間の変更

(2) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

(3) 主約款に定める保険料の払込完了特則の適用。ただし、特約保険金額削減支払法の場合は除きます。

第39条（契約日が平成22年 3 月 1 日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年 3 月 1 日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。

(2) 第10条（特約の保険料の払込）第 4 項の規定は適用しません。

(3) 第10条第 5 項および第 6 項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。

(4) 第19条（特約の返還金）第 1 項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特約特定疾病保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約特定疾病保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4	特約特定疾病保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約特定疾病保険金受取人が特約特定疾病保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
5	特約高度障害保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表２ 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	

備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

